コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　KOSAIDO Co.,Ltd.

最終更新日：2015年7月1日

株式会社廣済堂
代表取締役社長 長代 厚生
問合せ先：広報IR部 03-3453-0557
証券コード：7868
http://www.kosaido.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業価値を高め、株主共同の利益の維持・向上を図ると共に、お客様への最適な製品とサービスの提供」を経営上の最重要課題と捉え、その実現のために経営体制の整備、業務執行に関する監査機能の充実、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
櫻井美江	2,413,366	9.68
エイチ・エス証券株式会社	1,840,000	7.38
廣済堂取引先持株会	1,309,100	5.25
株式会社学研ホールディングス	1,168,200	4.69
クレデイ スイス アーゲー チユーリツヒ エーアイエフ フアンズ	907,000	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	849,400	3.41
澤田ホールディングス株式会社	757,000	3.04
廣済堂社員持株会	707,824	2.84
株式会社静岡中央銀行	510,000	2.05
ゴールドマンサックスインターナショナル	474,907	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田弘道	他の会社の出身者											○
浅野健	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田弘道		平成20年6月まで当社取引先の凸版印刷株式会社の代表取締役会長でありました。 なお、現在は、同社の相談役であります。	同業経営者としての総合印刷全般に亘る専門的な意見・提言
浅野健		取引関係先でもある株式会社金羊社(当社の持分法適用会社)の代表取締役であります。	エンターテイメントパッケージ業界でトップシェアを誇る総合印刷会社の経営者としての経験と見識からの意見・提言

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、決算における計算書類が法令・定款及び規程の定めに準拠し、適切に作成されているか監査致します。また、監査役に報告を行います。監査役は日常の業務が、法令・定款及び規程の定めに準拠して執行されているかを監査いたします。内部監査室につきましては、各部門の業務執行の適正性等を中心に内部監査を実施いたします。
また、監査役、会計監査人及び内部監査室は情報を共有化しており、監査の効率化と強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中辻一夫	他の会社の出身者							△						
円谷智彦	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中辻一夫		―――	豊富な民間企業経営者としての経験からの取締役会の業務遂行に対する意見
円谷智彦	○	独立役員に指名しております。	会計検査院での経験に基づく高い見識からの取締役会および経営者に対する指導・提言 ＜独立役員指定理由＞ 当社と円谷智彦氏との取引関係が一切無いことから、意思決定に対して独立性が維持されていると判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特にその必要性が認められない為

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、社内取締役、社外取締役、監査役、社外監査役の別に各々の総額を有価証券報告書に掲示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第33回定時株主総会で承認いただいた額を上限として、取締役会で役職を考慮した上、適切に決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の求めに応じ、管理部門が業務執行及び監査に協力・支援致します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、取締役による迅速な意思決定と責任の明確化を図り、経営の公正性及び透明性の向上に努めております。また、社外取締役2名を選任しており、専門的な知識と経験により、中立的な立場から経営に対する助言提言をいただいております。

監査役につきましては、常勤監査役1名、社外監査役2名を選任し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しており、ガバナンスのあり方や運営状況を監査しております。また、社外監査役1名を独立役員として指名しております。
社外取締役及び社外監査役の役割は、中立・公平な立場を保持し、株主の負託を受けた独立機関として、経営の中立性・客観性の確保を担保することであると理解しております。
社外取締役、社外監査役からは、客観的な立場から経営に関する適時適切な意見または助言をいただき、迅速で適正な意思決定の維持・確保に努めております。
当社の経営・業務執行の意思決定におきましては、取締役会を通して透明性、適法性などの監視機能を果たしております。
社外取締役2名は人的関係、資本的関係、取引関係等はありませんが、藤田弘道氏は、当社の株主である取引関係先の相談役であり、浅野健氏は、取引関係先でもある当社の関連会社（持分法適用会社）の代表取締役であります。社外監査役の中辻一夫、円谷智彦の各氏とは、人的関係、資本的関係、取引関係、利害関係等はありません。
取締役会は取締役7名のうち社外取締役1名及び監査役が出席し、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営目標や経営戦略など重要な事業戦略、また法定で定められた事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督します。 また、経営会議を適宜開催し、迅速な経営に努めております。
なお、社外取締役、社外監査役の選任につきましては、基準又は方針を定めておりませんが、取引関係及び知識や経験等、独立性の確保を十分に検討した上で決定するように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しております。主な機能は、取締役会及び監査役会を設置し、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を実施しております。当社がこのような体制を採用している理由は、経営体制の整備、業務執行に関する監査機能の充実、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の向上を図るためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	(1)基本方針 当社は、経営理念として「人類共通の普遍文化である印刷出版情報事業に携わるものとして、より良い環境、豊かな生活、希望に満ちた未来を実現するため、全ての社会や地域の人々と信頼の絆を結ぶと共に、企業としての責任と求められる適正な行動を自覚し、社会から常に貢献を認められる企業であることを目指します。」と謳っており、これに立脚し以下の方針によって情報開示とIR活動を行ってまいります。 (2)開示情報の基準 東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)に基づき、会社情報の適時開示を行います。また、適時開示規則の基準に照らして開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行います。 (3)情報開示の方法 適時開示基準に基づく開示事項に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システムTDnetにて開示します。TDnetにて開示された情報は、可及的速やかにホームページにも掲載いたします。 適時開示基準に該当しない情報を開示するに当たっても、プレスリリース、ホームページへの掲載などの適切な方法により、できるだけ正確かつ公平に当該情報が投資家の皆様に伝達されるように配慮いたします。 (4)コミュニケーションの充実 適時開示情報とあわせ、分かりやすいIRツール(「アニュアルレポート」「決算説明資料」等)の発行やホームページの充実等の手段によって、株主・投資家の皆様が、当社の戦略・事業モデル、事業環境、財務状況等を、総合的・長期的に把握できるように努めます。 当社説明会の開催、機関・個人投資家向け説明会への参加、日々のお問い合わせに対する回答等を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの充実に努めます。 (5)沈黙期間 当社では決算情報に関して、公表前の漏洩を防ぎ、公平性を確保する観点から、沈黙期間を設けます。具体的には、決算日翌日から決算発表日までの数週間を沈黙期間とします。沈黙期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを一切控えることとします。 (6)免責事項 開示情報には、当社の将来についての計画や戦略、業績に関する予想及び見通しの記述が含まれております。これらの記述は過去の事実ではなく、当社が現時点で把握可能な情報から判断した仮定及び所信に基づく見込みであります。また経済動向、業界における厳しい競争、市場需要、燃料価格、為替レート、税制や諸制度などに関するリスクや不確実性を含んでおります。このため実際の業績は当社の見込みとは異なるかもしれないことをご承知おき願います。 開示情報は投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する決定は利用者ご自身のご判断において行われるようお願いいたします。	
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.kosaido.co.jp)に、決算情報(決算短信、四半期決算短信)、報告書その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部を設置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家向けには個別対応し、スモールミーティングなども実施しています。また、四半期毎の決算説明については、ホームページで詳細を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動については、ホームページに掲載の通り、当社の企業活動における基本である「廣済堂企業行動憲章」のもと、コーポレートガバナンス、コンプアライアンスの推進、環境への取り組み、品質管理の徹底、人材活用と職場環境の整備、ISMSの取り組みの6項目を重点的に実施しています。環境への取り組みにつきましては、全社版の「環境報告書」を発行し、ホームページにも掲載しております。
その他	・女性の活躍の方針・取組などについて 当社では、2009年にくるみんマークを取得し、女性の活躍促進に向けて、仕事と両立に向けた職場環境の整備を進めてまいりました結果、女性の育児休業取得率も大幅にアップしてまいりました。また、当社において女性役員の登用は実施されておりませんが、連結子会社では、女性役員を複数登用しております。当社では創業当時から役職ならびに給与・処遇において、性別にこだわらず、人格、識見、能力を基本に判定しており、キャリア形成の支援となる人材育成研修も強化しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下の「廣済堂企業行動憲章」に定める経営理念及び指針を全ての企業活動における基本としています。

廣済堂企業行動憲章

― 基 本 理 念 ―
株式会社 廣済堂 は、人類共通の普遍文化である印刷出版情報事業に携わるものとして、より良い環境、より豊かな生活、希望に満ちた未来を実現するため、全ての社会や地域の人々と信頼の絆を結ぶと共に、企業としての責任と求められる適正な行動を自覚し、社会から常に貢献を認められる企業であることを目指します。

― 行 動 指 針 ―
○ 法律を遵守します
法令及び社内規程を遵守すると共に、倫理規範を尊重し、社会的な良識を持って誠実に行動します。
○ より良い商品を作ります
社会の一員として、文化の向上発展に寄与する良質な製品、知識、情報を積極的に提供して行きます。
○ 資源を有効活用します
限られた資源を大切に使用し、最も効率の良い効果的な工夫、利用法を考案し実行して行きます。
○ 環境保全に努めます
企業活動から発生する廃棄物を抑制するとともに、再資源化による活用を促進し、環境に与える影響を低減して行きます。
○ 社員の資質向上を図ります
社員一人一人が、求められる職務能力の発展向上に努めると共に、相互に協力しあってより良い社会環づくりに励みます。
○ 社会貢献活動を進めます
良き社会人として、公明正大な行動倫理に従い、社会奉仕、弱者救済、社会正義の実現のため全力を尽くします。
○ 求められる職責を果たします
お客様からの要望に忠実に応えることを追求すると共に、常に社会の常識や倫理意識から逸脱しないことを心がけ、業務に励みます。
○ 基本的人権を尊重します
基本的人権の重要性を絶えず意識し、企業の内外において一切の差別が行われることの無いよう、啓蒙活動を怠りません。
○ 政治、行政と適切な関係を保ちます
政治、行政機関との健全な関係を維持し、社会的な指弾の対象となるいかなる違法行為、倫理違反も行いません。
○ 反社会的勢力に屈しません
社会の安寧秩序に背く、全ての反社会的勢力、団体を否定し、理由のない要求や利益の誘導と断固闘います。

当社は、企業価値・株主共同の利益の維持・向上に向けた取組として、中長期的な観点から企業価値を維持・向上させるための経営管理のあり方を定める内部統制システムを構築いたしました。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務執行に関する事項の当社への報告に関する体制
3. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4. 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
5. 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役の監査環境に係る体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の安寧秩序に背く、全ての反社会的勢力、団体を否定し、理由のない要求や利益の誘導と断固闘います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

企業価値向上のための買収防衛策としての情報開示ルールを導入いたしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制については、迅速且つ適正な開示ができるよう、各事業部門、グループ会社は適時開示の関係部署である経営企画部、広報IR部、財務部、経理部、人事部、総務部と連携し、速やかに報告を行います。また、適時開示を必要とする重要事実や会社情報が発生した場合、担当取締役及び情報取扱責任者は、代表取締役に報告をして、開示基準に則り、速やかに情報開示を行います。